

重度の強度行動障害のある方を支援する 事業者としての登録と補助制度について

1

千葉県 健康福祉部 障害福祉事業課
暮らしの場支援推進改革班

目次

- 1 「暮らしの場支援会議」について
- 2 対象者を受け入れるにあたっての補助制度
- 3 対象者を受け入れる実施事業者（登録事業者）について
- 4 県からのお願い

1 「暮らしの場支援会議」について

「暮らしの場支援会議」設置の背景

- ◎ 千葉県重度の強度行動障害のある方への支援システムの構築及び千葉県袖ヶ浦福祉センターの廃止について（令和2年8月31日報道発表）

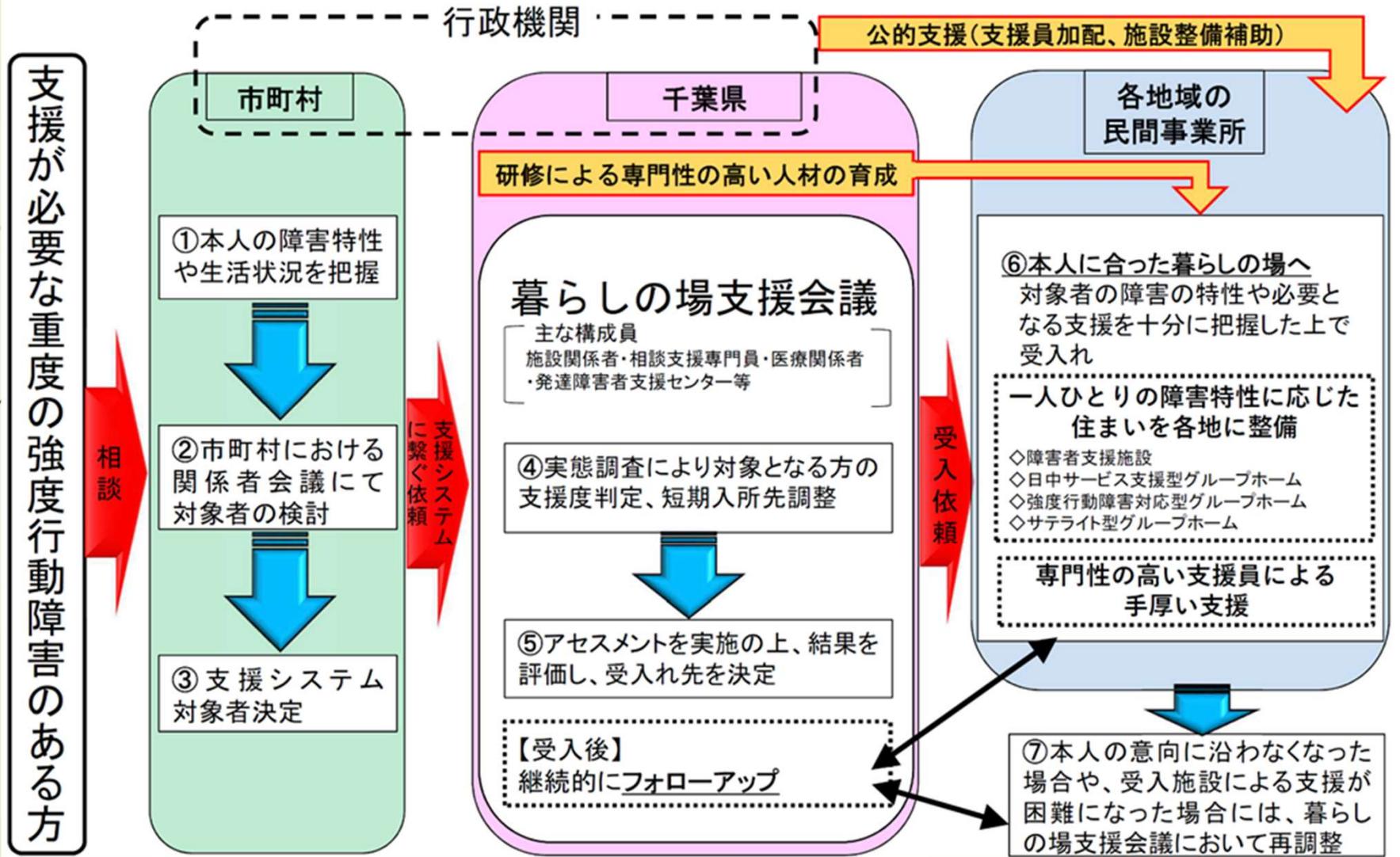
（発表資料抜粋）

県では、千葉県袖ヶ浦福祉センターについて、平成25年に起きた職員の暴行による利用者死亡事件を受け、見直しを図ってきましたが、利用者の御家族や県内の知的障害の支援関係者による「袖ヶ浦福祉センター検討会議」において、「重度の強度行動障害のある方への支援について、現在のコロニー型（大規模集団ケア）の県立施設による一極集中の支援ではなく、各地域の民間施設で分散して受け入れ、個々に応じたきめ細かなケアを行うことで個人個人に合った暮らしが確保できる」と、意見が整理されたところです。

こうした意見を受け、県では、障害福祉分野の有識者や民間施設関係者等と協議を重ねた結果、**重度の強度行動障害のある方が各地域で必要な支援を受けられるシステムを構築すること**としました。

県としては、これをもってセンターの県立施設としての役割は終息するものと考え、利用者全員の移行を行った上で、令和4年度末までに廃止することとしました。

千葉県重度の強度行動障害のある方への支援システム



本人に合った暮らしの場へとつなぐ仕組みの創設

- 県が強度行動障害支援の有識者、民間施設・相談支援事業所関係者、医療関係者等により構成する「暮らしの場支援会議」を設置・運営し、責任をもって、一人ひとりの意向に沿った暮らしの場へとつなぐ。
- 暮らしの場支援会議での実態調査により、障害の特性に合わせた必要な支援を判定する。
- 暮らしの場の自己決定のため、受入候補施設等において、短期での入所等の機会を提供し、アセスメントを通じて本人の意思を汲み取りつつ、保護者の意向も踏まえ、一人ひとりに合った支援が受けられるよう、暮らしの場支援会議において、受入先を調整する。
- 受入施設等は、保護者・支援関係者との面談や、短期での入所等の機会を通して、本人の障害の特性や必要となる支援を十分に把握した上で受入れを行う。
- 暮らしの場支援会議において、受入れ後も定期的に施設等における支援状況の確認を行い、本人の意向に沿わなくなった場合や受入施設等による支援が困難になった場合には、再調整を行うなど、継続的にフォローアップを行う。

「暮らしの場支援会議」の概要

- **設置日**
令和2年10月（第1回開催：令和2年11月19日）
- **目的**（暮らしの場支援会議設置要綱 抜粋）
県内の重度の強度行動障害のある方が、各地域において、一人ひとりの障害特性に合った支援が受けられるよう、市町村から入所調整等の依頼があった支援対象者について、支援度の判定、短期入所等を通じたアセスメント、受入先の調整及び継続的なフォローアップまでを行うため、有識者等により構成する「暮らしの場支援会議」（以下「支援会議」という。）を設置する。
- **構成員**（14名）
（議長）千葉県健康福祉部障害福祉事業課長（行政関係者：1名）
医療関係者（2名）、障害者支援施設関係者（6名）、相談支援関係者（2名）、強度行動障害者支援に係る有識者（3名）
- **会議の開催**
概ね、2か月に1回程度開催

「暮らしの場支援会議」の対象者

支援会議の対象者は、市町村から依頼があり、18歳以上の強度行動障害のある待機者等であって、以下のいずれかに当てはまる者、としている。

- ① 行動関連項目18点以上の強度行動障害のある在宅等の待機者
- ② 支援度関連項目（※）18点以上の強度行動障害のある在宅等の待機者
- ③ その他、突出した障害を抱えている等により市町村が特に必要と認めた者
- ④ 千葉県袖ヶ浦福祉センターから依頼があった者

（※）

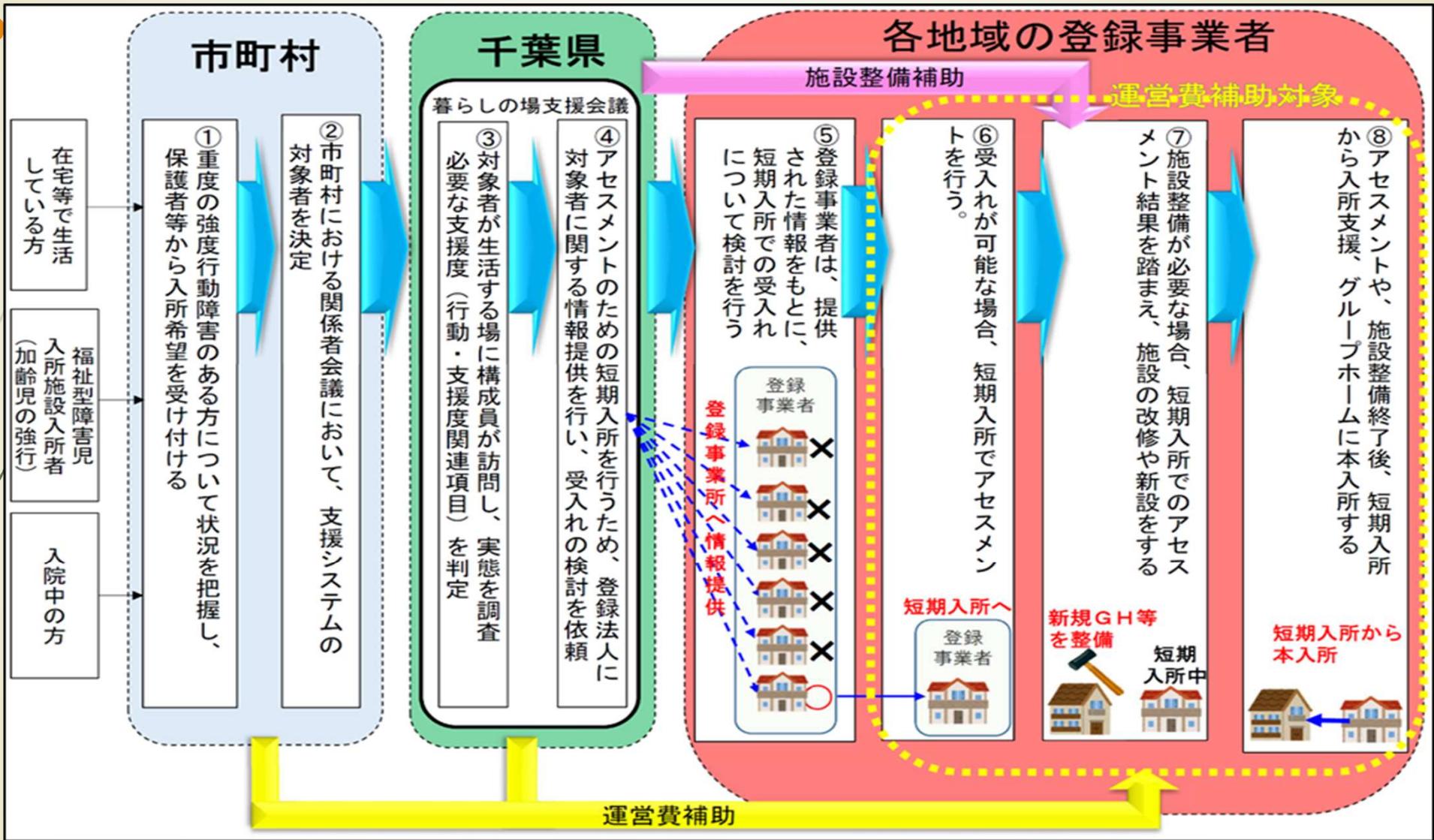
支援度関連項目とは、対象者本人の障害特性を踏まえ、支援者の立場で、その困難度を点数化したもので、千葉県独自の基準となっている。

「暮らしの場支援会議」の運用状況

(令和6年12月27日現在)

- 開催状況：23回開催
- 市町村等からの依頼状況 39名
- 現地調査及び支援度判定状況（39名の内訳）
 - 現地判定調査を終えた対象者 34名
 - その内、新たな暮らしの場への移行が決まった対象者19名
(入所11名 GH8名)
 - その内、移行先調整中の対象者 9名
 - その他 8名
 - 現地調査判定を終わっていない対象者 5名

入所までの流れ (イメージ図)



2 対象者を受け入れるにあたっての補助制度



対象者を受け入れるにあたっての補助制度①

1 重度の強度行動障害加算事業補助金（支援員の追加配置に対する補助） （目的）

「暮らしの場支援会議」により支援が必要と判定され、施設への入所が決定した対象者が、障害特性に合った適切な支援が受けられるよう、追加して配置する支援員の人件費に対して補助を実施する。

（補助概要）

- ・事業実施主体：市町村
- ・補助対象者：対象者を受け入れた指定障害者支援施設又は指定共同生活援助事業所
- ・負担割合：県 1/2，援護市町村 1/2（政令市・中核市含む）
- ・補助内容（条件）

対象者	補助条件	補助額	補助期間
最重度の強度行動障害者 行動関連項目、支援度関連項目 いずれの点数も18点以上	対象者支援のため、 支援員を2名加配	28,860円/日 →年間約1,050万円	3年 ※3年後支援会議で再度2名加配が必要と 判定された場合、3年延長
重度の強度行動障害者 行動関連項目18点以上 又は 支援度関連項目18点以上	対象者支援のため、 支援員を1名加配	14,430円/日 →年間約525万円	3年 ※3年後支援会議で行動関連項目及び支援 度関連項目を確認し、いずれかが18点 以上と判定された場合には、3年延長

対象者を受け入れるにあたっての補助制度②

2 重度の強度行動障害者受入施設等施設整備費補助金（施設整備）

ア 新規グループホームでの受入に係る創設費補助

- ・ 事業実施主体：県（事業の申請先：千葉県障害福祉事業課）
- ・ 補助対象経費：グループホームを創設するための経費（国庫補助基準超過額）
- ・ 補助対象者：支援対象者を受け入れる指定障害者支援施設又は指定共同生活援助事業所
- ・ 補助基準額：強度行動障害者 17, 500千円/人×利用定員数
- ・ 補助率：10/10

（補助イメージ（例））

○ 支援対象者1名を、5名定員のGHを創設して受入れる場合

$$\{17,500\text{千円} \times 5\text{名} - 27,100\text{千円 (R5国庫補助額)} \times 4/3\} / 5\text{名} \times 1\text{名 (受入人数)} \times 10/10 \\ \doteq \underline{10,273\text{千円}}$$

イ 既存入所施設等での受入れに係る施設改修費補助

- ・ 事業実施主体：県（事業の申請先：千葉県障害福祉事業課）
- ・ 補助対象経費：既存の障害者支援施設、グループホームの増築・改修にかかる経費
- ・ 補助対象者：支援対象者を受け入れる指定障害者支援施設又は指定共同生活援助事業所
- ・ 補助基準額：17, 500千円/人（増築・全面改修・部分改修）
- ・ 補助率：3/4

対象者を受け入れるにあたっての補助制度②

ウ 短期入所施設での受入れに係る施設改修費補助

- ・ 事業実施主体：県（事業の申請先：千葉県障害福祉事業課）
- ・ 補助対象経費：短期入所施設（併設型・単独型）の増築・改修に係る経費
- ・ 補助対象者：登録法人
- ・ 補助基準額：8,000千円/人（増築・全面改修・部分改修）
- ・ 補助率：3/4

項目	内容
受入対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・暮らしの場支援会議において行動関連項目又は支援度関連項目のいずれかが18点以上の判定を受けた者 ・障害支援区分認定調査の行動関連項目が18点以上の者（県内市町村の支給決定利用者に限る）
対象施設	既存の短期入所施設（併設型・単独型）（登録法人に限る）
整備内容	受入対象者を特定せず、広く重度の強度行動障害のある方の想定される障害特性に配慮した整備を行う
補助要件	改修後の対象者の受入れに係る誓約 ・※施設整備後5年以内の対象者の受入れ（日数は通算して60日）を条件とする。 ※整備後5年間は、毎年、県に対して対象者の受入状況についての報告をする。

3 対象者を受け入れる実施事業者 (登録事業者) について

対象者を受け入れる実施事業者について (登録事業者)

○ 概 要

- ・ 「暮らしの場支援会議」で入所調整をすることとされた対象者について、受入れを検討していただける法人（事業所）にあらかじめ届出をいただき、県において登録し、対象者の受入れについて検討の依頼を行う。
- ・ 登録＝受入れ、ではなく、将来的な受入れも含め検討いただける法人（事業所）の登録を幅広くお願いしている。

○ 要 件（下記の条件を全て満たす法人）

- ① 千葉県内に指定障害者支援施設又は指定共同生活援助事業所を持つ法人
- ② 短期入所の指定を受けている施設又は事業所を有すること。
- ③ 強度行動障害のある方の受入実績がある、若しくは、施設整備等により受入予定があること。
- ④ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）若しくは、強度行動障害のある方の支援者に対する研修（16人研修）受講者を実施施設（事業所）に配置していること。
- ⑤ 指定障害福祉サービス事業等において、申請時より過去3年以内に指定取消または効力停止の行政処分を受けていないこと。

登録法人の状況（令和7年12月23日現在）

法人数：21法人

事業所数：30事業所（障害者支援施設21事業所、共同生活援助9事業所）

圏域別登録事業所

圏域別	登録事業所数
千葉	1
船橋	1
柏	1
習志野	5
市川	0
松戸	1
野田	0
印旛	6
香取	3
海匝	4
山武	1
長生	0
夷隅	0
安房	1
君津	3
市原	3
計	30

4 県からのお願い

県からのお願い（市町村向け）

現状の課題：補助事業の整備をしている市町村が少ない

○ 待機者がいる市町村でもまだ補助制度を整備していないところもある

➡ 支援システムへの協力に対する理解が必要

待機者数：行動関連項目 18点以上 51名

予算措置済：21市町村、検討中：5市町

県からのお願い（事業所向け）

現状の課題：登録事業者数が少ない

- 現状では、21法人30事業所が登録
- 地域移行を考えると、各地域で受け入れ、支援が可能な施設が必要

➡ 県全体で受け入れる体制整備が必要

◎ 重度の強度行動障害のある方を受け入れる法人として事業所の登録をお願いします。

（メリット）

- ・ 登録＝受入ではない。（もちろんお願いはしますが…）
→ すぐに受入予定はなくとも、将来的な受け入れを検討していれば登録可能。
- ・ 地域で支援が必要としている在宅等での重度の強度行動障害者の情報を共有できる。
- ・ 「重度の強度行動障害のある方への支援体制整備事業」を活用できる。
- ・ 重度の強度行動障害者を受け入れた後も、暮らしの場支援会議のフォローアップがある。
- ・ 短期入所施設による受入拡大支援事業補助の対象となる。

（デメリット）

- ・ なし。（想定されるものはないと思います。）

登録事業者に係る問合せ先・書類の届出先

21

- 届出書の受領方法：下記千葉県ホームページより様式をダウンロード
重度の強度行動障害のある方を支援する事業者の募集について／千葉県
URL： <https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/jigyoushamuke/kyoukou/index.html>
- 提出方法：郵送またはメールにて提出
※事業所単位での届出は出来ません。必ず法人から届出ください。

【宛先】

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県健康福祉部障害福祉事業課

(担当班) 暮らしの場支援推進班

電話：043-223-2339

FAX：043-222-4133

E-mail：syohuk10@mz.pref.chiba.lg.jp

**重度の強度行動障害のある方への支援を既に行っている法人、
或いは、今後検討している法人におかれては、県への届出を御検討ください。**

御視聴ありがとうございました。